

## 習志野市農業委員会総会議事録

平成30年第10回習志野市農業委員会総会は平成30年10月4日（木曜日）習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 15名出席 1名欠員

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 植草 守	2番 江口 明美	3番 伊藤 和彦
4番 飯生 良	5番 塩田 俊一	6番 渡邊 幸枝
7番 三代川 和彦	8番 織戸 淳也	9番 葛城 芳一
10番 三代川 彦博	11番 田久保 征夫	12番 村山 茂男
13番 欠員	14番 中野 政博	

会 長 廣瀬 博  
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 2番 江口 明美 3番 伊藤 和彦

1. 議案審議結果

上 程 3件 承 認 3件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午前 10時50分

1. 付議案件

議案第1号 平成30年度習志野市農用地利用集積計画第3号（案）について

議案第2号 平成30年度習志野市農用地利用集積計画第4号（案）について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

1. 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長

皆様、おはようございます。定刻になりましたので、平成30年第10回習志野市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席報告はありません。

1名の欠員により、16名中15名の出席となりましたので、習志野市農業委員会総会会議規則第9条の規定により、本日の総会は成立いたしました。

つぎに、議事録署名人について、

「習志野市農業委員会総会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。

2番 江口 明美 委員 3番 伊藤 和彦 委員の両名を指名いたしますので 宜しく願いいたします。

本日の議案の上程件数は3件、報告案件が2件でございます。議案第3号については、譲受人側からと両者から委任を受けた方を総会にお呼びしています。審議前に説明を受け、質問をしていただきたいと思います。

ここで事務局より、議案第3号について業者を呼んでいるとのこと、暫時休憩し議案第3号について事前に報告等、概要説明してください。

事務局

.....事務局、議案第3号の案件について説明.....

議 長

休憩前に戻り、これより議事に入ります。

議案第1号 習志野市農用地利用集積計画 第3号（案）について事務局より議案説明を求めます。

なお議案第1号については、「習志野市農業委員会総会会議規則」第19条の規定に基づき、議事参与制限がありますので

●番 ●● ●●委員、除斥をお願いします。

審議終了までの間、別室でお待ちください。

●● ●●委員が 退席する間、暫時休憩いたします。

.....●●委員 退席.....

議 長

休憩前に引続き、会議に戻ります。

<p>事務局長</p>	<p>事務局、第1号議案の議案説明及び現地調査報告をお願いします。</p> <p>議案第1号 平成30年度習志野市農用地利用集積計画第3号（案）      について、下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第3号（案）の提出があったので意見を求める。</p> <p>平成30年10月4日提出</p> <p>1 申請地の所在、面積          習志野市実籾二丁目697番1      2,995㎡</p> <p>2 権利の内容      使用貸借権設定（期間 3年）</p> <p>3 申請者住所、氏名          譲受人 習志野市屋敷●丁目●●番●●号      ●● ●●          譲渡人 習志野市大久保●丁目●●番●●号      ●● ●●</p> <p>次の頁 議案第1号 参考資料の説明をいたします。      譲受人の●●●●氏の年齢は●●歳で、認定農業者でございます。      自作地は、畑と田の合計面積が●,●●●㎡で利用集積分を合わせますと●,●●●㎡となります。      譲渡人の●●●●氏の年齢は●●歳で、所有農地は●,●●●㎡で今回●,●●●㎡を貸しますと、残り●,●●●㎡を所有しております。      利用集積による権利の設定は、使用貸借権設定であり、平成21年から利用集積行っていましたが、3年の期間満了に伴う継続となります。      期間は、平成30年10月26日から2021年10月25日までの3年間でございます。      また、借受者の●●さん家族の農業従事状況については、妻の●●さん●●歳で年間従事日数は250日、息子さんの●●氏は●●歳で250日で後継者として農家台帳に記載があります。      農機具等の保有状況につきましては、記載のとおりでございます。      ●●さんにつきましては、就農歴も長くキャロット計画や食育活動につきましても積極的に参加していただいております。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、詳細な議案説明ありがとうございました。      同じ●●の担当農業委員である●●委員、何かご意見はありませんか？</p>
<p>●●委員</p>	<p>特に申し上げることは有りませんが、先程局長より説明が有りましたが、一時は体調を崩されたようですが心配した時期も有りましたが、今は積極的に耕作に従事しており、●●地区のリーダー的な存在でもあり、人参の掘り取り機を新規に購入して意欲的に取り組んでいますので問題無いと思います。</p>

議 長

有難うございました。他にご意見等ありませんか？

関連した質問でも結構です。

無ければ、議案第 1 号の審議に入ります。

質問が無ければ、採決に入ります。

議案第 1 号「習志野市農用地利用集積計画 第 3 号（案）」

について、賛成の方の 同意を求めます。

議案第 1 号について賛成の方は、挙手願います。

全員 賛成を持ちまして、議案第 1 号は 承認されました。

事務局は、市長に対し承認の旨を 回答してください。

それでは、●●委員の除斥を解きます。

●●委員が戻るまで、暫時休憩とします。

…… ●●委員自席着 ……

休憩前に引続き、会議に戻ります。

続きまして

議案第 2 号 習志野市農用地利用集積計画 第 4 号（案）について

事務局より議案説明を求めます。

事務局、第 2 号議案の議案説明及び現地調査報告をお願いします。

事務局長

議案第 2 号、平成 3 0 年度習志野市農用地利用集積計画第 4 号（案）

について、下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第 4 号（案）の提出があったので意見を求める。

平成 3 0 年 1 0 月 4 日提出

1 申請地の所在、面積

習志野市谷津●丁目●●●●番● ●, ●●●●m<sup>2</sup>

習志野市谷津●丁目●●●●番●● ●●●●m<sup>2</sup>

習志野市谷津●丁目●●●●番●● ●●●●m<sup>2</sup>

合計 ●, ●●●●m<sup>2</sup>

2 権利の内容 使用貸借権設定（期間 3 年）

3 申請者住所・氏名

譲受人 習志野市谷津●丁目●●番●●号 ●● ●●

譲渡人 習志野市谷津●丁目●●番●●号 ●● ●●

議 長

次の頁 議案第 2 号 参考資料の説明をいたします。

事務局	<p>続きまして、議案第2号の議案内容について説明いたします。</p> <p>今回、現地調査は行いませんでしたが、事務局で写真を撮っていますので、廻しますので説明を聴きながら順次写真をご覧いただきたいと思います。</p> <p>譲受人の●●●●氏の年齢は●●歳で認定農業者でもあり習志野市の士等農業者やJAの青壮年部として若手農業者のリーダー的存在でもあります。</p> <p>申請地の所在、面積につきましては先程申し上げました3筆、合計面積●, ●●●㎡でございます。利用集積による権利の設定は、使用貸借権設定で期間は、平成30年11月1日から2021年10月31までの3年間でございます。</p> <p>この案件も、期間満了に伴う継続のための申請となります。</p> <p>譲受人の●●さんの自作地（所有地）面積は、●, ●●●㎡でございますが申請地の借受地の面積●, ●●●㎡を含めると、合計面積は●, ●●●㎡となります。</p> <p>譲渡人の●●●●さんにつきましては、所有地の田●, ●●●㎡と畑●, ●●●㎡で合計面積は●, ●●●㎡ですが田の●, ●●●㎡は既に貸し出しています。畑●, ●●●㎡のうち●, ●●●㎡を今回貸し出しますので、残りの●●●㎡を実経営面積として維持管理しています。</p> <p>譲受人の世帯の耕作の従事状況を説明しますので参考にしてください。</p> <p>申請者の●●●●氏は年間従事日数が●●●日、妻の●●●氏は年齢が●●歳で年間従事日数は●●日、母親の●●氏の年齢が●●歳ですが年間従事日数が●●●日となっています。世帯員の農機具等の保有状況は下段記載のとおりでございます。</p> <p>また、●●●●さんにつきましては、この利用集積は平成27年より開始し所有者の●●●●さんのご主人である●●●●さんにつきましては体調不良により耕作が出来なくなったことから、隣地の●●さんに利用集積による耕作の依頼を行ったものでございます。</p> <p>次の頁の7頁は案内図で9頁は公図を添付しています。</p> <p>●●さんにつきましては、先程も申しましたように地域の若手リーダーとして、また、●●●●会長や食育活動に積極的に活動しており、問題無いと思っています。</p>
議長	<p>事務局、詳細な説明ありがとうございました。</p> <p>対象農地の 地区農業委員である ●●●● 委員、何かご意見はありませんか？</p>
●● 委員	<p>この申請地につきましては、3年前の当初申請の時に立ち会いました。</p> <p>●●さんにつきましては一生懸命農業をしていますので何ら問題無いと思います。</p> <p>資料の農機具等の保有状況についてはビニールハウスも何棟か所有してい</p>

議 長

ますことを付け加えさせていただきます。

有難うございました。他にご意見はありませんか？

無ければ、議案第2号の審議に入ります。

質問が無ければ、採決に入ります。

議案第2号「習志野市農用地利用集積計画 第4号（案）」  
について、賛成の方の同意を求めます。

議案第2号について 賛成の方は、挙手願います。

全員 賛成を持ちまして、議案第2号は 承認されました。

事務局は、市長に対し承認の旨を 回答してください。

次に議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

下記のとおり農地法施行規則第48条の規定による許可申請書の提出があ  
ったので、許可について審議を求めらる。

平成30年10月4日提出

1 申請地の所在、面積

習志野市鷺沼●丁目●●●番	●●	●, ●●●●m <sup>2</sup>
同 所 同 番	●●	●●m <sup>2</sup>
同 所 同 番	●●	●●m <sup>2</sup>
同 所 同 番	●●	●●●●m <sup>2</sup>
	合計面積	●, ●●●●m <sup>2</sup>

2 権利の内容 所有権移転

3 申請者住所、氏名

譲受人 千葉県松戸市●●●●町●●番  
●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●

譲渡人 習志野市鷺沼●丁目●●●番●●号 ●● ●●

以上でございます。

議 長

事務局、有難うございました。

現地調査報告を●●番 ●●●●委員お願いします。

●●委員

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について、調査報告を  
いたします。

調査日は、平成30年9月27日に、廣瀬会長ほか、農業委員10名と事務局3名、  
申請側の代理人である 株式会社 照内測量の担当者1名の立会で行いました。

議 長

事務局

申請地は、案内図にありますとおり鷺沼●丁目農地で、幕張インターチェンジの北側約300メートルの住宅地に囲まれた農地です。

申請内容は、11棟の建売分譲住宅を建設するものです。

土地の所有者の ●● ●●氏は、父親の●●氏が亡くなり、相続により農地を引継ぎましたが、農業に従事したこともなく、今後も農業は行わないということですが、

なお、住宅建築に伴って、周辺農地に影響が無いよう、被害防除を行うこと、工事車両の通行にも注意をしていただくことも確認しました。

以上で、議案第3号の調査報告とさせていただきます。

皆様で宜しくご審議のほどお願いいたします。

●●●●委員、現地調査報告ありがとうございました。

続いて、事務局より詳細な説明をお願いします。

添付資料の10頁の議案第3号の参考資料をお開き下さい。

農業委員会受付日は平成30年9月25日で、転用目的は11棟の建売分譲でございます。

許可を受けようとする農地は4筆であり、この内2筆●●●●番39の1、518㎡と同番●●の19㎡、計1,537㎡つきましては農業振興地域内農地であり、残りの同番●●の89㎡と同番●●の316㎡、計405㎡につきましては、市街化区域となっています。開発区域の農地面積は1,942㎡ですが、開発の全体面積は1,990.31㎡となっています。これは、既存の赤道分48.31㎡が含まれています。幅員は90cmほどですが、6メートルに拡幅し開発するものです。

立地基準につきましては、第2種農地として判断いたしました。判断理由は幕張本郷駅まで徒歩10分、京葉道路幕張インターより300m程であり、周辺は住宅化が進んでいること、接道している道路は幅員6mで上下水道などの埋設管は2本以上完備されています。宅地化率も80%であることなどの条件で第2種農地であり、開発可能な地域と判断できるものです。

工事完了予定は、2019年5月31日となっています。また、他法令関係では、開発行為については、都市計画法第32条の同意書の添付や埋蔵文化財については、埋蔵文化財照会済みのため、協議不要となっています。

残土条例については、開発区域内の切土・盛土で賄うため該当なしのことです。また、それら以外の法令については該当ありません。

土地所有者の●●●●氏は、相続で受けた土地でございますが農業経験も少ないことや、体調を崩し農業従事できないことなどを踏まえ農地の売却の申請を行うと確認が取れています。立地基準を第2種農地と判断した理由は、第2種農地にも条件が有りますが、宅地化の状況が著しく進んでいる地域で有ることは勿論ですが、鉄道の駅舎までの位置や高速道路のインターチェン

	<p>ジの出入口までの距離がおおよそ500メートル以内で宅地化率が40%以上と条件がございます。更に申請地と接道している道路にガス・上下水道の埋設管が2本以上埋設され、道路幅員は4メートル以上諸条件があります。先程も説明した通り、申請地は京葉道路幕張インター出入口より直線で300メートル程の所に位置しJR幕張本郷駅より、おおよそ600メートルと近く申請地は市街化区域と接していることから開発著しい地域であり隣接する道路は6メートルであります。</p> <p>皆様と現地調査した時に、赤道部分ではなく西側の住宅地が広がっている所は、開発に伴い6メートル道路の設置が義務づけられています。</p> <p>勿論、上下水道も埋設されています。申請地を拠点に半径500メートルの円を描き農地と住宅の割合を見ますと約80%が宅地化となっています。これらを判断基準に照らし合わせた結果、第2種農地と判断したものです。そもそもこちらの農地は父親の死亡により相続を受けたもので、今回の譲渡人の●●●●さんは農業に従事していませんでした。</p> <p>母親も元気のうちは耕作していましたが現在、年齢も●●歳半ばとなり後継者もないことから、年に数回は雑草が生えない程度に耕耘をお願いし管理していたようですが、ご自身で出来ないことから売却して転用を考えたようです。以前は利用集積により農地を貸していましたが、今回の事業については、譲渡し人の方から自身の体調が悪いこと等を検討した結果、売却することを決めたようです。</p> <p>この議案の審議において大切なことは、開発することにより隣接農地への被害が及ばないことです。</p> <p>今回の委任者は隣接農地所有者に説明を行っているとの報告がございました。しかし、農地所有者の登記簿の住所地に事業計画書を送付しただけで事業概要や事業計画の内容、事業の説明を行っていませんでした。</p> <p>隣接農家に確認したところ、やはり説明は無かったそうです。そこで、事務局から委任者に対し、事業者へ急遽説明に行かせた経緯がございます。</p> <p>本日は、譲受人と開発に伴う委任者を呼んでいますので、どんな些細なことでも結構ですので質問してください。</p> <p>事務局、詳細な説明有難うございました。</p> <p>只今、説明が有りましたように業者を呼んでいるとのことですので疑問・質問等のある方は業者に聞いてください。</p> <p>それでは業者を呼んでください。</p> <p>業者が入室するまでの間、暫時休憩いたします。</p> <p>．．．．．業者入室．．．．．</p> <p>休憩前に戻り会議を続けます。</p> <p>開発業者と委任者の方、本日はご苦労様です。</p>
議 長	
議 長	



<p>関係業者</p>	<p>先日、現地調査を行いました但し不明な点や確認事項が有りますので本日、出席願った訳ですが、議事録作成のため音声録音していますので、明確にお答えください。 それでは、自己紹介からお願いします。</p> <p>ポラスガーデンヒルズ、用地開発課の●●と申します。 本日は、宜しくお願いいたします。 ポラスガーデンヒルズさんより、開発と農地転用許可の委任を受けています 照内測量の●●と申します。宜しくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>今回の案件のように纏まった建売分譲は当市においては久しぶりな事なので、現地調査の時に照内測量の担当者より説明や質問に答えていただき有難うございます。審議にあたり現地調査時では確認できなかったことや、確認もれ等が有りますので本日、説明員として出席いただき有難うございます。 それでは、皆様より質問等があれば挙手していただきたいと思いますが如何でしょうか。 その前に、事業計画の内容を説明していただきたいと思います。</p>
<p>照内測量</p>	<p>今回、土地利用計画図にあるように、ポラスガーデンヒルズさんの方で11棟の木造2階建ての建売分譲住宅の建設販売を計画しています。 現在の申請地の中に赤道が存在して、それを含む形で新しく道路を作ります。現状は駅方面に向かうため人が通れる程度の通路となっています。市との協議の中で行き止まり道路として開発すると、駅に向かう動線が途絶えてしまうので動線を確保した状態での開発指導が有りましたので、私道の所有者さんも交えて協議し同意をいただいています。 道路を確保し11棟の開発に致しました。 汚水については公共の下水道・給水につきましても公共の浄水管に接続し、雨水については、雨の計算を致しまして1棟当たり70㎡程の雨水抑制施設を設けて対応し、現状の浸透能力より下がることの無いようにしています。 今回の敷地は市街化と隣接しています。南側2棟は市街化にあたります。 宅盤の形や高さについても、土を入れ擁壁で高くするとかせず、現地の高さを損なうことなく行います。そのため、他から搬入土を持ってくるとかはいたしません。開発区域内での切土した分をここに盛土し対応いたします。</p>
<p>議長 照内測量</p>	<p>2棟の市街化区域側は道路よりかなり低い状態ですが大丈夫か確認します。 調整区域側の土とか現況の道路を掘削土や浄化槽を設置するため掘りますので、現地の発生土を使用して盛土しますので他から搬入することは致しま</p>

	<p>せん。</p>
職務代理	<p>宅地の高さを道路高と合わせる様になると思いますが、南側（市街化側）の2棟が周りの住宅より宅盤が高くなるように思いますが、隣接住宅に説明や了承は得ているのでしょうか。</p>
照内測量	<p>了承は得ております。</p>
職務代理	<p>気になるのは、周りの住宅より市街化側の2棟の宅盤が高いので豪雨時などの時には道路から雨水が流れ込まないか心配しているところです。</p>
照内測量	<p>道路の高さについては、現状の通路高を変えられませんので現況の高さを採用して、3軒ほど現状の通路に接道するお宅が道路の東側にありますので高さを変えることが出来ません。そこで南側の10・11号棟は道路より5から15センチ程道路より宅盤を上げています。</p> <p>排水に関しましても抑制施設を設け新たに造る道路の側溝に排水する計画にしています。また、周囲をブロックで囲み雨水の流失を防ぐ設計にしていますので、隣地側に排水することは有りません。</p>
議 長	<p>他に質問のある方はいませんか。 三代川 彦博委員どうぞ。</p>
三代川彦博委員	<p>今日はお忙しいところ有難うございます。</p> <p>質問というか、確認事項ですが8号棟・9号棟の計画の南側に開発行為で6メートル道路を確保するのでしょうかが既存の道路が私道と言う事で南側に繋がっているのに、何故、私道なのかと思うところもあるのですが私道であれば、地権者と言うか所有者の同意なりが必要と思うのですが、その中で権利関係などは発生しているのでしょうか、その辺の調整などや何か将来的にトラブルなどあるのかと言うこと、全て完了した後もこのまま私道なのか、6メートルの開発に伴う道路は市に移管するとかどの様になるのか方向性があるのかとか、現状の赤道は朝夕など通勤・通学者が徒歩・自転車・バイク等が通るので道路が広がることは周辺の人達にとっても良いこと思うのですが、私道を其のままというのは如何なのかと疑問に思うところもあります。その辺、今後の事も含めてご説明お願いします。</p>
照内測量	<p>私の方から説明させていただきます。</p> <p>今回の区域に接する私道の地番は4人の共有で、●●さんが所有しています。4人の方々からは、通行・掘削等、接道の同意をいただいております。その同意書については、都市計画の開発書類に添付いたしました。</p>

<p>三代川彦博委員 照内測量</p>	<p>更にこの区域から駅方面に抜けて行くところに1筆ありまして、そこは●●●●さんと●●●●さんという個人の2人で共有しています。 そちらに関しても同じ内容で同意をいただいています。 ●●●●さんの方からは固定資産税は掛っていないとしても、市に寄付したい旨の相談は受けましたが、市の方としても現行道路幅員が4メートルに満たないので寄付を受ける条件を満たしていないため、現状の状態で寄付を受けることは難しいようで、道路管理者として同意を受けたもので、将来的に今回の事業で私道も含めて寄付することは有りません。</p> <p>税金の絡みから位置指定道路として税金は免除されているのでしょうか。</p> <p>そうですね。固定資産税は掛かっていないようです。</p>
<p>三代川彦博委員</p>	<p>引き続き質問します。 事業地の隣地に農地が有るので農業委員会としては優良農地になるべく影響を及ぼさないような開発事業をお願いしているのですが、事業地の北側、7、8、9号棟当たりの北側の優良農地で一生懸命に畑を耕作している方の畑が南側に傾斜しているようで、計画地内では雨の計算等をして浸透柵などを設置して対策を講じているのですが、昨今は50年に一度とかの豪雨も毎年のように起こっていますので、その辺はしっかり配慮しているのかなという点と、図面上の農地とのトラブル、排水のことなど多少あると思うのでブロック積むなりするのでしょうか畑の中の雨水が浸透しきれずブロックを乗り越えて宅内に侵入することもあると思うし、浸透しきれずに庭先が水に浸かってしまう状況など大雨が降ると起こりうるので、そのへんのことと実際に隣地の畑で作物を作っている人と相談や話はしましたか。 新しいエンドユーザーさんが入居してくると、色々な問題が起こるので、埃・音・臭い等、これからの季節は、農地は北側に一団としてあるので北風で冬場は、土埃等が起こりうることで開発境のブロックの所に畑の砂が溜まり、段々にブロックが埋っていくと排水とかの詰りとかの問題が発生する可能性もあるし、今回、委任を受けている業者と完了報告を提出する業者が異なるということで、最後まで責任を持って説明・対応してもらえるのか等を確認させてください。</p>
<p>照内測量</p>	<p>北側の1768-1の農地の所有者、●様と●●様が共有名義でお二人が所有されておりました、●●様に関しては登記簿上の住所が石川県の方に在りまして、資料や書類のやり取りは郵送でしておりました、ご署名もいただいています。 ●様に関しましては、登記簿上の住所が東京の小金井にありまして郵送でやり取りはしていたのですが、連絡先が不在で掴めないもので、昨日時点で●</p>

	<p>様が農業委員の所に行かれた様で、昨日の夕方に●様とお会いして説明をしました。結果的には登記簿上の住所から隣接宅地の習志野市鷺沼にお住まいだったことが分かりましたので、昨日説明してまいりました。</p> <p>内容としては、肥料関係の臭いとか機械を使った時の音などを心配しているので、今回は建売分譲と言うことで販売まで一括してポラスガーデーデンさんの方で造成から建物の建設を行いますので、販売時の契約の重要事項説明で説明するというので、昨日の夕方時点で●さんの所在が判明しましたので、今日、ポラスガーデーデンさんに伝えましたので、引続き説明するとか書面で残すとかのかたちで対応したいと思います。</p> <p>ブロックの高さに関しましても、現況の宅盤をあまりにも上げてしまうと、水の話だとかで土地利用計画図を見ても分かるようにブロックの高さが、10.73～10.81と畑のレベルを入れているので、それよりも若干10センチ程低い形で入れているので雨水が北側の畑に流れ出るようなことは無く、逆にあるとすれば道路側の方が設計上低いので、道路側へ流れる様にしていますので畑に被害がおよばない様に考えています。</p> <p>抑制施設につきましては、習志野市の基準が市街化区域より容量が大きいので通常市街化区域で入れるのに対して、宅地の3倍ぐらいの貯留施設を入れるので、100%大丈夫かと問われると大丈夫とはいえる事ではないのですが、通常より大きいもので対策は講じていますので最大限の対応はしていると思います。</p> <p>北側の所有者の●さんに関してはこの先、販売時には契約書類等で注意事項として管理・打合せしてまいります。 以上でございます。</p>
<p>三代川彦博委員</p>	<p>引続き質問させていただきます。</p> <p>●さんが所有と言うことですが、実際には●さんが耕作できない状況なので農家さんと作業委託を結んでいるか分かりませんが、農家さんと話をすると皆様は遠慮がちに言うと思いますが、ご覧になって分るように今現在、優良農地で耕作していますので、出来たら色々なことの配慮してもらいたいと思います。</p> <p>過去においても、開発地が農地に隣接の場合は、100%で無いにしても建物の配置など少しでも日照が入りやすいように配慮してもらった経緯も有るようですし、耕作している方にも相談・説明するとか対応してほしいと思います。</p>
<p>照内測量</p>	<p>貸し農地と●さんは言っていました。</p> <p>●さんをとおして実際に借りて耕作している農家さんと、話をしようか。</p>

三代川彦博委員	<p>どのような要望があるか分かりません。勿論、御社の方で出来る範囲というのは有ると思いますが、情報とか伝え意見を聞いてもらって、対応してもらいたいと思います。</p> <p>現在は、そこまでやっていないですか。</p>
照内測量	<p>そうです</p>
議長	<p>照内さん、今、三代川委員より農家を代表して遠慮がちに意見を述べていましたけど、今の時期は良いんですけど冬場になると日照権の問題で、開発する畑に面した北側の方は、キャベツ・ブロッコリー等が蒔いてあるけど、開発境の2メートル幅ぐらい使えなくなるんですよ、家の陰で冬場はまったく陽が当らなく霜柱が立ってしまいます。その辺のことを土地所有者や耕作者に説明し了解を得て欲しいと思います。</p> <p>先程、三代川委員が言ったように、建物と建物の間を少し空けることで日が当るなど設計屋さんとして、南側に位置を少し移動し北側の間隔を多めにすることで日照を少しでも保てればなど、考慮していただくとありがたい。</p> <p>農地の有る中に開発で何棟も家を建てるのだから、少なからず農地に影響が出ます。あくまでも農地が主であり大切な農地を皆さん提供してくれるのですから。配慮してもらえるとありがたい。</p> <p>織戸委員、何かありませんか。</p>
織戸委員	<p>先程も話に出たのですが、日照の検証というのはされているのでしょうか。北側の農地に対しての影響ですが。</p>
照内測量	<p>木造2階建ての戸建て住宅なので、そこまでは検証はしておりません。マンション等の場合は行っていますが。</p>
三代川彦博委員	<p>高さ的には、10メートルでしょうか。</p>
照内測量	<p>通常の一般的な木造2階建ですので、この開発区域内での軒高で8.7メートルです。</p>
村山委員	<p>29日に現地調査を行った際に女性の説明員の方が来られ、沢山説明を受けました。此方からも要望等したわけですが、その時の話は聞いていますか。</p>
照内測量	<p>搬入経路、工事の搬入路の安全対策などの事でしょうか。</p> <p>今の畑の日陰の件と工事中の安全対策等、ガードマンの配置の件の話は聞いて</p>

	<p>ています。</p>
村山委員	<p>当然、事業者側には伝えてありますね。</p>
照内測量	<p>安全対策に関しては、入ってくる道路が今回の土地の西側に相撲部屋の国道側から入ってくる道路が1本しかありませんので、その道路のみを使うこと以外考えていませんので基本的には、工事車両はその道を使用することになります。</p>
村山委員	<p>地域の住民には、極力苦情の無いようにお願いしたい。</p>
照内測量	<p>分かりました。</p>
村山委員	<p>もう1点ですが、建物の配置図を見まして、全11棟を建てるようですが11棟すべて同じですか。</p>
照内測量	<p>正直に言いますと確定的な形で、この先、分譲のための造成工事が3ヶ月余りかかる中で、予定の建築物を入れさせていただいている訳で、正確な物、微妙な今の規格な物ではありますが、少しずつ規格に合う範囲で建物の間取り等は最終決定いたします。現状では予定という形で行っています。</p>
村山委員	<p>先程、農地への日陰について質問が出ていました。 農地が隣接していますので、建物等で日陰になるため耕作者側からすれば極力日陰にならないようにと思っているのですが、6号棟から9号棟までが農地に隣接している中で、9号棟の北側の東側は隣との境の間が1.7メートルですか。それぞれの棟の間が同じ位になるように、8号棟の東側は0.7メートルで、なるべく同じような間隔にしてほしいと思います。</p>
照内測量	<p>農地に隣接しているのは、8号棟・9号棟ですね。 8号棟の東側が0.7メートルでは狭いということと思いますが、9号棟の西側には2.22メートル取っていますので、その様に見ていただくと大体同じ間隔であると思います。 9号宅地に関しては、1号棟から8号棟までは平行に区割りし計画したので、9号棟については宅地形状が直角でないことから他の宅地と若干異なっているということで、基本的には1号棟から8号棟までは平行に全て区割りを切っておりまして、9号棟だけが広がっているものです。</p>
議 長	<p>他にご意見等ございませんか。 有る方は、挙手願います。・・・三代川和彦委員どうぞ。</p>

三代川和彦委員	今までの質問に対する説明は全て測量屋さんの方の絡みですけど、最終的な部分での申請をあげてくるのはポラスガーデンさんですか。
照内測量	完了報告のことでしょうか。完了報告で有ればそのとおりです。
三代川和彦委員	その時の完了報告時に、今いったことが確実に履行されているような方向でお願いしたいです。その辺のところを確認しただけです。
照内測量	なるべく対処していきたいと思います。
議長	<p>今の三代川委員の質問はですね、我々農業委員会とすれば必ずこのように時に設計屋さんとはともかく、譲受人の最終責任者として、あくまでも建屋を建てた後に、ここは大切な農地として農家の方から譲り受けた所であるから、当然、最近の農家の方は遠慮して朝からトラクター掛けたりせず、昔は4時・5時から作業していたけど、土地を買った人が買った後、自分の物だから威張り出すけど、朝はうるさくて寝ていられないとか、堆肥をまいたら臭くてたまらないとか、非常に苦情が有るので私が言うのは、会長として言うのは、孫の代・末代まで隣が農地なのでもう少しガマンして下さいと話をしてほしいと思うのだけど、我々口を酸っぱく言っても、この場では「ハイ分かりました。」と言って業者は帰るけれども、それだけを強要すると、新しく買う人が「何だ、そんなに臭いのか。」と言って買い控えするなど商売上の絡みも有るので業者側からは言いづらいと思うけど、その辺は口を酸っぱくなるくらい言っておいて欲しいと思います。</p> <p>必ずこのような問題は出てくるので対処願いたい。</p>
ポラスガーデン	弊社として考えていることは、契約の説明時に重要事項説明書の最終ページのその他の重要な事項の中で周辺が農地であるとか、埃、臭いの問題、後は騒音問題などを説明するようになっていきますし、確認書ということで重要事項説明とは別に作りまして、そこにも明記し読み上げさせていただきサインをするようになります。
議長	その辺は、契約書の上段より太めに大きな文字で書いて欲しい。だいたい、良く見ないと小さな字で書いてあるので、虫眼鏡で見ないと見えないような文字で書いてあるので、その辺のところを考慮して下さい。
ポラスガーデン	契約時には、お客と読み合わせて互いの目の前で行い確認しますし、説明も

<p>議 長</p>	<p>しっかりと行います。</p> <p>重複してしまうけど農家は、だいたい9時位から耕耘したり、堆肥をまくにも気を使ってまくなど、臭いがするのでまいたら直にトラクター耕運し土に混ぜ気を使っている。</p> <p>人が増えて新しい街が形成されるのは市にとって有難いことではあるが、反面、そういう事が有るので十二分に業者として、買う人に良く説明していただきたい。宜しくお願いします。</p> <p>それともう1点、先程、照内さんから話があった件ですが、非常に場所が狭い所なので新興住宅で子供が増えている訳で、昼間も小さな子供が沢山いるので工事する時にも当然、管理者は隔々に安全対策をしてくれると思いますが十分に注意してほしいと思います。</p> <p>他に関連して、何か質問等ございませんか。</p> <p>伊藤委員、どうぞ。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>7・8号棟の住居前の道路の所に道路を横断するようになっていますが、これはグレーチングで横断するのでしょうか。</p>
<p>照内測量</p>	<p>開発に伴う新しい6メートル道路の両側に新たに側溝入れますが、私道と公道の境の意味と道路の表面排水拾う為に横断グレーチングを入れることにいたしました。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>グレーチングの下の部材はどのような物を使用しますか。</p>
<p>照内測量</p>	<p>グレーチング自体は・・・</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>グレーチングはいいのです。その下のことで、現場打ちで行うのかということです。</p>
<p>照内測量</p>	<p>車が乗っても十分な耐圧可能な物で、横断側溝という製品を使います。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>グレーチングは車が通ると良く暴れてしまうので、この現場は住宅地なのでその辺は如何なのかと思ひまして。</p>
<p>照内測量</p>	<p>U字溝にただ蓋を載せるだけですとその様になりますが、これは横断グレーチングという製品なのでボルトで固定を行います。蓋にボルト固定しますので、車が通って蓋のガタつき音がするとかはございません。</p> <p>尚且つ、歩行者、女性のハイヒールが刺さる等の配慮から細目ものを使用し</p>



議 長	<p>安全対策に努めることで道路交通課と協議済みでございます。</p> <p>防犯灯は何灯ほど設置予定でしょうか。</p>
照内測量	<p>防犯灯の新設といたしましては、10号棟・11号棟の間に新たに電柱を設け、この場所に防犯灯を1基新設させていただきます。</p> <p>また、現状の私道の所に既存の電柱が有り防犯灯が設置されていますが、この電柱を8号棟の所に移設いたしまして、防犯灯は新設でなく移設となります。同じく9号棟の道路用地の所に既存の東電柱があります、ここにも既存の防犯灯が設置されております。</p> <p>西側になりますが、今回の事業地の道路出口の向い側に既存の防犯灯が有りますので、新設の防犯灯といたしましては、10号棟・11号棟の間に1基設けることとなります。</p>
ポラスガーデン	<p>弊社の取り組みですが、これだけ大きな現場となりますと「灯の家並」協定というのを締結していただいております。</p> <p>所有者さんには電気代とかご負担いただき、防犯の意味と街、夜の家並を明るくする意味で、玄関先の所をパット点くようにしています。</p>
議 長	<p>開発区域周辺に住んでいる人に話を聞くと、意外とあの辺は空巢の被害が多いようで、阿武松部屋のお相撲さんに冗談で言うのですが周辺を廻ってくれと言うのですが、通行人が通ると電気が点くと言うことは良いことと思う。</p>
照内測量	<p>人感式の照明ではなく、暗くなると勝手に点くというもので、常時点いているもので、明るくなると自動で消えるものです。</p>
議 長	<p>田久保委員、何か質問ありませんか。</p>
田久保委員	<p>先程来より、様々な質問や説明を聴いていましたので特にありませんが、ただ、畑のブロック、既存のブロック5段積まれていますね。</p>
照内測量	<p>現在、建物が建っている所でしょうか。</p>
田久保委員	<p>先日の現地調査の説明では、ブロック2段との説明でした。今は良いのですが、これから冬場になると砂埃がここに溜まって2段目の高さだと、それに平行する高さになっています。</p>
照内測量	<p>7・8・9号棟の宅地側ということではなく、畑側と言うことでしょうか。</p>

田久保委員	<p>最近の台風やゲリラ豪雨などで畑に降った雨、水の流れが何処に行くのかと思うと、今すぐでないにしても懸念が残ります。</p> <p>これから、何年か先を見据えるとどうなるのかということになります。</p>
照内測量	<p>現状の設計で最近テレビなどに出ているブロックの安全性など最低限の土圧として2段とし、後はフェンスを設置することで対応いたします。</p> <p>建築指導課でも、無駄に高いブロックは倒壊とか防犯上で人が隠れることができるので、ブロックは最低限にして後はフェンス等で対応するのが一般的となります。</p> <p>今回の高さとしては、先程説明したとおり、畑と5センチから15センチ位の高さなので、見えているブロックは1段で十分足りるのですが、後1段積んでレベル的に2段という事であったのですが、もう1段積むのであれば、そこまで危険ということではないので増やして40センチのブロック2段分を積むことは可能です。市の方でも3段までという基準があるので、それ以上のブロックは危険となりますので、この3段までが限界となります。そこまでは配慮いたします。</p>
議 長	<p>只今、業者側よりの意見で計画上2段の所を3段で対応するとの配慮をいただきました。皆様、これでいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今、農業委員より質問させていただいて、現地調査の時に照内測量の担当者と農業委員数名参加させていただきました。その際に近隣住民の方から、どのような開発が行われるかと質問をされました。</p> <p>先程、近隣住民の方には説明させていただいたと言っておられましたが、どのような形で説明されたかお伺いしたいことが一点、それは、相当数の近隣住民の方が出てこられて、担当の●●さんの方からお聞きになっていると思いますが、住民の方々からは、どのような開発が行われるか、或いはどのような物が建つのかなどの質問がありました。</p> <p>近隣住民に説明されたということで、私達も伺っておりますし提出された事業計画書の中でも近隣の方にも説明されたと言うことで記載されておりますが、そちらの説明した者というところで、●●さんと照内測量さんの方で説明されたと記載してありました。どのような範囲でどのように形で説明されたか教えていただきたい。</p>
照内測量	<p>開発行為の中で隣接者への説明は求められていますので、今回の区域に接する所有者の方々に直接お会いしている方もいらっしゃれば、書面にて郵送しております。</p> <p>周辺住民で半径何メートル以内の方に限定した説明はしていません。</p> <p>隣接している土地所有者さんのみに説明しております。</p>

事務局	<p>造成工事のご挨拶と言う事で、文書だけをお配りした訳では無いでしょうね。</p>
照内測量	<p>隣接者の同意ということで、書面でいただいている方もいますし、今回の隣接農地の所有者は石川県にお住まいだったと思いますが、その方には郵送でやり取りはして連絡先を含め、今は電話番号等は個人情報で把握できないので、郵送等でアプローチをして、ご不明な点等質問や意見を求めて連絡下さいというように書面も同時に入れて対応いたしました。</p>
事務局	<p>先日の現地調査の際に、先程の農業委員の方から●●さんの方にお話はキッチンと伝わってますかと言う質問があったかと思いますが、その事を加味して質問されたと思うのですが、私の方にも市の方が現地に来ているのであれば責任者は何方ですかと聞かれました。</p> <p>道路を挟んだ向かい側にお住まいの方でした。</p> <p>業者さんの方からは、造成工事の挨拶ということでポスティングだけされて、何の説明も無かったということでした。</p> <p>業者さんに会う機会があれば、もう一度、会えてない所についてはお話していただきたいとの要望を受け承りましたので、その所はきちんと話をしていただきたいと思います。</p> <p>その時に話をされていたお母様が、小さな子供達がいる工事車両の通行により大変危険なので、その辺が心配であり、他に騒音や砂埃などを心配しておられました。</p> <p>照内測量さんの方で、県知事許可が下りて許可書の受領までを受けているのであれば、それ以後の事はポラスさんの方に変更されると●●さんから伺っております。</p>
照内測量	<p>農地の完了報告までは、当然建物までですのでポラスさんの方で建物建設を行います。我が社は開発行為の造成工事を行い建物の建設前まで行いますので、現地で造成事業者と打ち合わせを行いながら進めますので、許可書の受領で抜けるという事ではございません。</p> <p>都市計画法が絡んでいますので造成完了まで行います。</p>
事務局	<p>造成完了まで照内測量さんで、建物を建てている間に何か苦情があった場合は、照内測量さんが対応するという事で宜しいでしょうか。</p>
照内測量	<p>建物を建設時になったら、ポラスガーデンさんになります。</p>
事務局	<p>確認します。</p> <p>造成完了までは照内測量さんで、それ以後、建物を建て始めたらポラスさん</p>

照内測量	<p>が対応ということで宜しいでしょうか。</p>
事務局	<p>大丈夫です。</p> <p>そうしましたら、照内測量さんからは連絡先等は聞いていますが、ポラスさんについては、後程、連絡先をお伺いします。</p> <p>と言いますは、習志野市、鷺沼もそうですが駅から徒歩圏内ということで、農地の中に住宅が最近多くなっています、先程も会長の方から申し上げました様にエンドユーザーの方が購入される際に重要事項説明ということで、お渡しになる書類で個人情報の部分を消して農業委員会の方にいただいております。</p> <p>その書類等は、お出しいただけるでしょうか。</p> <p>そちらを持って購入された方々から苦情が来た際には、事業者さんに伝えますので、きちんと対応していただくということでお願いしています。</p> <p>申請の時から農業委員会の総会にお出でいただいていますけど、勿論県許可ですが、県に書類を提出した後に県の方で検査等を行います。</p> <p>ポラスさんの過去の事業経歴をお出しいただいていますけど、調整区域内で実績が有ることは承知していますが、東葛地区での実績が沢山あるようですが、千葉県内で習志野市は農地転用の許可は厳しいと思います。</p> <p>と申しますのは、習志野市は面積が狭く農地が少ないため、農業委員会のあり方としては農地の保全というのがメインとなっています。</p> <p>千葉県の中でも浦安市は農地がありません。</p> <p>一番農地が少ないのが習志野市で、そういうことで県の農業事務所は習志野市の農地転用は細かな所まで審査されている状況がございます。</p> <p>その様な事で、私どもの総会には各業者さんをお呼びして直接農業委員と質疑をさせていただきます。</p> <p>今回の申請地は、先程も申しましたような地域の状況ですので、住んでから苦情が寄せられるケースも多く、今回の様に11棟又は20棟の建売分譲を行う業者さんには、今後、エンドユーザーからの苦情が寄せられた場合は販売業者さんにきちんと対応していただくようお願いしていますので、ご承知おき下さい。 以上です。</p>
議長	<p>他にご意見・ご質問のある方はお願いします。</p>
職務代理	<p>今回の造成するに当って、前面道路が農道に続く道で農作業の車や一般車両が市役所方面に抜ける道なので、千葉市側から沢山の車両が入ってきます。そこで、工事車両がそんなに大型車は入って来られないと思います。せいぜい3トン車位かと思いますが大型の工事車両を入れられてしまうと、すれ違い出来ないようなことにならない方法を取っていただきたい、その対</p>

	<p>策として整理する人を配置する等していただけるでしょうか。</p>
照内測量	<p>基本的に毎日常駐することは無いと思いますが、一番は土砂を搬出する際は、なるべく大型のダンプを使用し搬出することにより、効率的で回数も減りますので、その時は警備員を配置します。</p> <p>朝の児童の通学時間帯は配慮しますが、帰宅時は学年により時間帯がまちまちのため、配置できるか分かりませんが、その時間帯はなるべく大型車の通行を避けるような対応を考えています。</p>
職務代理	<p>工事車両の搬入経路は、高速道路側になりますか。</p>
照内測量	<p>そうなります。</p> <p>広い道路は高速道路側にしか無いので、そちらを使うしかないと思います。</p>
職務代理	<p>それを確認できれば結構です。</p> <p>高速道路側から入ってくると途中、一部狭い箇所があるので、大型車が通るとなると心配です。</p> <p>十分注意して事故の無いようにしていただきたいです。</p>
議 長	<p>事務局どうぞ。</p>
事務局	<p>何点か確認と質問をさせていただきます。</p> <p>ポラスさんの事業経歴書を見ますと、柏市・松戸市・流山市等、東葛方面で多く事業を手掛けているようですが、県許可に該当する調整区域での開発はかなり手掛けているのでしょうか。</p>
照内測量	<p>基本的には、いろいろな市町村を手掛けていますが、松戸市においては連単を認めて無いので、船橋市・市川市で連単で調整区域内の農地で開発出来る所での事業は何箇所か行っています。</p>
事務局	<p>県に進達する際に資料を提出しますが、事業経歴書を見た中で、調整区域での開発はどの部分か聞かれると思うので、経歴書の県許可である事業をマーカーで色分けするなど区別したものを提出して下さい。</p> <p>先程も申し上げたように、習志野市は細かな内容に関しても審議していると思います。</p> <p>県に出す書類以外に売買契約書の案文やコピー等の提出もお願いしています。契約条項の重要事項説明なども拝見したいのでお願いします。</p> <p>建売分譲を販売するに当たり、ポラスさんが販売をするのか販売は他の業者が請け負って行うのか伺います。</p>

ポラスガーデン	<p>全て、弊社で行います。</p>
事務局	<p>工事に入る前には、事業地に許可済地である旨の看板を設置して事業を開始して下さい。</p> <p>造成中は人や自転車は通れないと思いますが、造成が終わり建物が着工する際に、同時に3棟・4棟建てる等した時は、全面道路が6メートルに拡幅しても工事車両等が道路に並んでしまうと思います。</p> <p>そのような状況になれば、かなり危険性が増すのではと心配します。現在は道幅が狭くて車が通れない状況ですが、それでも通勤・通学等の日常生活道路として歩行者や自転車が頻繁に通行していますので、その辺の配慮を検討していただきたいと思います。</p> <p>私からは以上です。</p>
事務局	<p>今、事務局職員や職務代理・農業委員からも指摘がありましたが、事業計画書の防災計画の内容を確認しますと、工事中はガードポール等を設置しガードマンを配置し安全に配慮する。</p> <p>また、定期的に散水し防塵対策に配慮すると 記載されています。</p> <p>先程の説明では、常時警備員は置かないという説明でしたので詳細な計画内容を記載し直していただきたい。</p> <p>どの様な時にガードマンを置くのか示してください。</p> <p>開発で、6メートル道路に拡幅してもその先が農道に続くことは、ご承知と思います。</p> <p>先程も農業委員が申しましたが、元々農道というのは、農地を持っている人達各自が自分の農地を削って造ったという歴史があります。</p> <p>ですから私共は道路交通課の方にもお話するのですが、基本的には、あそこには一般車両をメインに通行させる道ではなく農業をする人のための道として最初から始まっています。</p> <p>ですから、その道の先には農家さんが沢山います。農業をするために工事車両で通行出来ないという苦情が有ってはならないのです。</p> <p>もし、その様な苦情が農業委員会に来た時は、農業委員会は今回の事業を何故、許可したのかと注意を受けてしまいます。</p> <p>ですから、そのところを十分配慮していただき詳細にわたって、造成の時、建物建設の時にどのような工事車両の割り振りや交通整理をしていただけるのか詳細に書き直していただいて、至急こちらに出し直してください。</p> <p>県許可の提出期限がありますので、早急に対応していただき、一度FAXを送っていただき内容を確認させていただいて、提出していただくようお願いいたします。</p> <p>その様な手順を踏んでいただきたいと思います。</p>

照内測量	防災計画の所ということで、対応すればよいという事でしょうか。
事務局	<p>近隣の住民から苦情や問い合わせがあった時には、書いてある内容を話さなくてはなりませんので、詳細に書いたものを至急提出して下さい。</p> <p>県の方も、最近工事車両の事故による許可の差し止め依頼とかが、多々出ていと伺っていますので、工事の車両については、この部分は大変詳細に問い合わせを受けますので、詳細に書いていただいて、申し訳ないですけどご協力お願いします。</p>
議 長	<p>照内測量さん、事務局から県の方に書類を提出するに当たり、ただ持って行ってお願いするだけじゃないので、説明しなければならない。そこでいろいろな質問が出てくる中で答えなければならない。</p> <p>それで詳細な説明を出してくれと、しつこく言っているもので県に進達した時に答えられないと困るので、そこまで必要かと思う部分も有るけど、県の質問に対して即答できるようにしますので詳細な説明については、県から許可を受ける為のものと思って協力して下さい。</p> <p>そう言うわけで、しつこく言っていますがお願いします。</p>
照内測量	<p>分かりました。</p> <p>この後、工事業者と調整して提出させていただきます。</p>
議 長	他に有りませんか。
事務局	<p>最後に1件だけポラスさんにお聞きします。</p> <p>本音でお答えいただきたいのですが、建物が完了しエンドユーザーに引き渡しされますが、引き渡し後にエンドユーザーから苦情が出た場合、引き渡し後であるから知らないよというのか、渡した後であっても当分の間、対応していただけるのかお聞きしたい。</p> <p>生活環境、例えば農家さんに対する苦情（騒音・砂埃・臭い等）も含めて、そのような時は、何かお考えがあるかお聞かせください。</p>
ポラスガーデ ーデン	<p>通常、建物の保証に関しては謳っていて、我々は事業を行っています。</p> <p>お客さんからいただいた情報・苦情については、全く知らないとか関係ないとかのスタンスは取りません。</p> <p>東葛地域や、我社は埼玉の越谷でスタートしております。</p> <p>いろんな苦情の中で、知らないよという事はしておりませんので、対応はしてまいります。</p>

事務局	<p>有り難うございます。</p> <p>なぜ、このようなお話をしたかという、習志野市は農業振興地域内農地での住宅化が著しく進む中で、農家さんに対する騒音や臭い等の苦情が入居後、3年・5年後に寄せられることも多く、その様な場合は開発業者に伝えるしか術がありませんので、その時は宜しくお願ひするとともに契約時には、状況を説明して契約に臨んでいただくと助かりますので、お願ひいたします。苦情等が寄せられた場合は、ポラスさんにお伝えするということが宜しいでしょうか。</p>
ポラスガーデン 議長	<p>結構ですので、伝えてください。</p> <p>有難うございました。</p> <p>長時間、照内測量の●●さんと、ポラスガーデンヒルズの●●さん有難うございました。</p> <p>これより、採決に入りますが、照内測量さんとポラスガーデンヒルズさんには退席いただきます。</p> <p>退席の間、暫時休憩いたします。</p> <p>．．．．．説明員退席．．．．．</p> <p>休憩前に戻り、会議を続けます。</p> <p>委員の皆様には、いろいろ質問等有難うございました。</p> <p>他に、ご意見等が無いようなので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 許可することに賛成の方は、挙手願ひます。</p> <p>全員の賛成をもちまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、全員の賛成をもちまして許可することに決しました。</p> <p>事務局は、県に対して意見書を附して進達できるよう速やかに対応して下さい。</p> <p>議案3件について審議が終わりましたので、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条 並びに 報告第2号 農地法第5条 の規定による 「農地転用届出書の 受理通知等について」</p>



質問のある方は、挙手願います。  
どなたか質問はありませんか？

無いようでしたら、これをもちまして、  
平成30年第10回 習志野市農業委員会 総会を終了いたします。

この後、連絡事項等がありますので、  
事務局より進行をお願いします。

--	--